会議の名称	平成28年8月29日開催政策会議			
開催日時 開催日時	平成28年8月29日(月曜日) 午前10時30分から			
	午後2時15分まで			
出席者	区長、板垣副区長(途中退席)、宮崎副区長、教育長(途中参加・退席)、世田谷総合支所長、北沢 総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長、烏山総合支所長、政策経営部長、総務部長、地域行政 部長、区長室長、生活文化部長、保健福祉部長、都市整備政策部長(途中退席)、教育次長、区議会 事務局長			
審議概要	建築物の高さと敷地面積に関するルールの見直しの基本的考え方(素 案)について 【意見等】 ・東京は規制緩和で高い建物が建つようになっているが、住宅都市世田谷と共通点のある自治体でのルールはどんな状況かという質問に対し、近隣では、23区中11区で導入済み又は検討中であり、市部では、狛江市や調布市、三鷹市、武蔵野市でも導入しているとの説明があった。・敷地細分化対策の状況はどうかという質問に対し、目黒区、杉並区、狛江市などで導入しているとの説明があった。・先に一・二低層住居専用地域に高さ制限を導入した際は、宅建業界や不動産業界へも説明しており、区民説明とあわせて、どこかの段階で決定の流れも含めた一定の情報提供をしておいてほしいという意見に対し、建築安全安心推進協議会で先般説明しており、全国不動産協会にも案内し、事業者へ情報提供してもらう考えであるとの説明があった。・特例の場合の第三者機関は、新たに設置するのか、既存の建築審査会や都市計画審議会にするのかについてどう考えているのかという質問に対し、他区の事例も調べたところ、対応は様々であり、月1回必ず行われる建築審査会なのか、許可や認定を行う仕組みを設けるのか、今後検討したいとの説明があった。 【審議結果】 「付議事案を了承とする。			
審議概要	児童相談所の移管に係る再検討及びロードマップ(案)の作成につい て 【意見等】 ・今回のポイントとしては、子ども家庭支援センターと児童相談所が一体となり、一元的な運用をすることで指揮命令系統を明確にし、総合的な児童相談行政を実現することである旨の説明があった。 ・総合的な児童相談行政を実現するために、せたホッと(子どもの人権擁護機関)を含め有識者の専門的知見を活用し、児童相談所のあり方について意見をもらい、世田谷モデルを構築するべきとの意見があった。 ・児童相談所開設に向けた東京都と世田谷区の併行運用の可能性について質問があったところ、開設に向けた事例の引継等は有り得るが、区の児童相談所開設からは区が受け付けることになり、区民に対しては窓口が2つあるということにはならない旨の説明があった。 ・多様な人材確保策を検討すべきとの意見があった。 ・平成28年9月上旬開催の区議会常任委員会に報告を予定している「児童相談所の移管に向けた検討状況について」の議論を踏まえた調整をした上で、意思決定をすること。 【審議結果】 ・出された意見を基に付議事案は再調整とする。			
審議概要	世田谷区立老人休養ホームの指定管理者の選定結果について 生活文化部 【意見等】 ・世田谷区立老人休養ホームの指定管理者の選定結果について説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。			

	4	世田谷区第二次男女共同参画プラン(素案)について	生活文化部	
審議概要		【意見等】 ・性的マイノリティへの支援について、具体例をあげて丁寧に説明すること。 ・働き方改革について、女性だけでなく男性も支援することが分かるよう表現を工夫すること。 【審議結果】 付議事案を了承とする。		
審議概要	5	世田谷区民健康村ふじやまビレジ温浴施設の増築について 【意見等】 ・温浴施設の増築だけでなく、文化交流事業等も取り組むこと。 ・積極的な財源の確保に努めること。	生活文化部	
		【審議結果】 付議事案を了承とする。		
審議概要	6	世田谷区立区民センターの運営のあり方について	各総合支所	
		・「事業委託」ではなく、「業務委託」とすること。 ・主旨について、指定管理業務のあり方が課題であることを示すこと。 【審議結果】 付議事案を了承とする。		
	7	指定管理者制度運用に係る指針の見直しについて	政策経営部	
審議概要		【意見等】 ・指定管理者制度の効果的活用を図るため、指定管理者制度運用に係る指針の見直しを検討するとの説明があった。 ・見直しにあたって事業者への意見聴取も実施したほうがよいとの意見に対し、指針の改正(案) 作成前に実施するよう検討するとの説明があった。		
		【審議結果】 付議事案を了承とする。		
備考				
所 管 課 (会議録作成所管)	政策経営部 政策企画課			